

平成25年行政事業レビューシート（外務省）												
事業名	常設仲裁裁判所（PCA）分担金			担当部局庁	国際法局			作成責任者				
事業開始・終了（予定）年度	昭和26年度			担当課室	国際法課			課長 小林賢一				
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献							
根拠法令（具体的な条項も記載）	外務省設置法第4条第3項			関係する計画、通知等	国際紛争平和的处理条約第50条							
事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）	我が国は、国際社会における各種司法制度を積極的に活用した紛争の平和解決を重視してきており、国際社会における「法の支配」を推進してきている。本裁判所は、交渉によっては解決し得ない国際紛争を、国家が選定する裁判官が、法の尊重を基礎として処理することを目的としている。											
事業概要（5行程度以内。別添可）	本裁判所分担金の拠出は、国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的財源を確保し、国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。											
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他											
予算額・執行額（単位：百万円）	予算の状況		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度要求	
			当初予算		7		6		6			
			補正予算		-		-		-			
			繰越し等		-		-		-			
	計		7		6		6		6			
	執行額		7		5		6					
	執行率（％）		100		71		100					
成果目標及び成果実績（アウトカム）	成果指標					単位	22年度	23年度	24年度	目標値（25年度）		
	紛争の平和的解決を通じて、国際社会における「法の支配の推進」に寄与する。				成果実績	加盟国数	111	113	115	115		
					達成度	％	100	100	100			
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標					単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込		
	国家間や企業などを当事者とする国際紛争の、平和的かつ法的に正当な解決を目指す。				活動実績（当初見込み）	職員数	19	19	19	—		
							()	()	()			
単位当たりコスト	32万円（人件費等）				算出根拠	6,043千円÷19人（平成24年度拠出額÷職員数）						
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由							
	その他（人件費、旅費、事務運営等）		6									
計		6										

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	目的・予算執行については、効率的・適正に処理されている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		－			
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	資金の流れ、費目等特に問題なし		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		－			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－	多くの活動実績があり、十分な成果を上げている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	分担金の使途については、予算及び決算の各段階で全締約国が参加する財務委員会による審議、並びに常設評議会における採択という過程を通し、把握がなされている。また、これら以外にも、在蘭大法務担当書記官から、PCA国際事務局に対し、しばしば非公式の照会及び申し入れを行うほか、主要分担金拠出国でPCA財政問題を含むテーマについて非公式の会合を持つことで意見・情報の収集に努めている。 PCAは近年急激に活動領域を拡大し、取扱件数を増加させるなど、仲裁裁判の利用促進を通じた国際社会における「法の支配」の発展への貢献度を高めている。これに合わせ、財政に関する方針にも変更が求められており、2010年以降、財政問題に関する検討会合を数次にわたり開催し、今後のPCA財政のあり方について締約国及び国際事務局の間で議論がなされている。我が国としてもこれら会合し積極的に参加し、PCAの発展と健全な財政の維持の両立のため発言を行っていく。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年	58	平成24年	84